

仕様書

1 概要

- (1) 件名 西部医療センター電力需給契約
(2) 対象施設 名古屋市立大学医学部附属西部医療センター
(3) 需要場所 名古屋市北区平手町1丁目1番地の1
(4) 業種及び用途 病院

2 仕様

- (1) 電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式等

- ア 電気方式 交流3相3線式
イ 標準電圧 33,000ボルト
ウ 計量電圧 33,000ボルト
エ 標準周波数 60ヘルツ
オ 受電方式 2回線受電（常時、予備線方式）
カ 業務用自家発電設備
常用発電機
(ア) 定格出力 380kW
(イ) 定格電圧 6,600V
(ウ) 台数 2台
(エ) 発電方式 高効率ガスエンジンコーチェネレーション
(オ) 系統連系の有無 有

キ 蓄熱設備

- (ア) 排熱投入型ガス吸収式冷温水機 1基 360RT 844kW
(イ) ガス吸収式冷温水機 3基 各500RT 1,145kW
(ウ) ターボ冷凍機 2基 各240RT
(エ) 蓄熱放熱用熱交換器 2基 各560RT
(オ) 水蓄熱層 1,900m³
(カ) CGS排熱利用熱交換器 1基 339kW
(キ) 蒸気一温水熱交換器 1基 1,145kW
(ク) CGS排ガスボイラ 2基 各136kW
(ケ) 貫流ボイラ 6基 各1,250kW

- (2) 契約電力、予定使用電力量等

- ア 契約電力（契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計量される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。）

- (ア) 常時電力 2, 400 kW
(イ) 予備電力（予備線） 2, 780 kW
(ウ) 業務用自家発補給電力（1台のみ） 380 kW
- イ 予定使用電力量 10, 132, 000 kWh
(令和8年4月1日から令和9年3月31日までの使用量見込み)
- ウ 各月の予定使用電力量及び各月の最大需要電力等
別紙のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 需給期間
令和8年4月1日午前0時00分から令和9年3月31日午後12時00分まで
- (5) 需給地点
需要場所構内受変電室のケーブルヘッド導体引出棒の西部医療センター側接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ
- (7) 保安上の責任分界点
電気工作物の財産分界点に同じ
- (8) 検針日及び計量
検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は当該区域の一般送配電事業者が取り付けた記録型計量器に記録された値によるものとする。
- (9) 代金の算定期間
代金の算定期間は、毎月1日から当該月の末日までの期間とする。
- (10) 料金制度
料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定すること。
- (11) 力率
ア 力率は、その1月のうちの午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）
- イ 平均力率の算定式は次のとおり
- $$\text{平均力率} = \text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}$$
- ウ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。ただし、業務用自家発電補給電力の予定平均力率は85パーセントとする。

3 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 売渡人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 売渡人が（1）に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

4 その他事項

- (1) 事故発生時等緊急対応が必要な場合に、対応可能な体制を整備しておくこと。
- (2) 本学が指定した検査員の指示に従い、検査員の指定する場所での検査の立会い、必要な資料の提出及び説明、その他本学が必要とする検査に応じられること。
- (3) 予備供給体制の確保
売渡人の発電設備等が事故などにより、電力の供給不能になった場合にも、当施設に支障をきたさないように、無条件及び無停電で必要な電力を受け入れる体制等の予備電力供給体制を必ず確保すること。ただし、これによる特別料金は別途支払わないものとする。
- (4) 各月の料金の算定方法は、基本料金について力率割引又は割増を行う場合及び電力量料金について燃料調整を行う場合については、中部管内の一般送配電事業者が定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。また、再生可能エネルギー発電促進賦課金等についても同様の扱いとする。
- (5) 入札価格の算定に当たっては、力率が100パーセントとし、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金及びアンシラリーサービス料金は考慮しないものとする。ただし、業務用自家発電補給電力の力率は85パーセントとする。
- (6) 本仕様書及び契約書等に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

予定使用電力量及び各月の最大需要電力等（過去1年の実績に基づき算出）

	令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月	令和8年7月	令和8年8月	令和8年9月	令和8年10月	令和8年11月	令和8年12月	令和9年1月	令和9年2月	令和9年3月	計
最大電力(kW)	1,740	1,740	1,970	2,010	1,980	1,960	1,800	1,670	1,500	1,560	1,520	1,620	-
重負荷時間(kWh)	0	0	0	262,000	251,000	226,000	0	0	0	0	0	0	739,000
昼間時間(kWh)	317,000	325,000	410,000	197,000	192,000	174,000	375,000	317,000	326,000	317,000	303,000	332,000	3,585,000
夜間時間(kWh)	439,000	512,000	503,000	572,000	592,000	548,000	482,000	443,000	442,000	454,000	390,000	431,000	5,808,000
計(kWh)	756,000	837,000	913,000	1,031,000	1,035,000	948,000	857,000	760,000	768,000	771,000	693,000	763,000	10,132,000
予備電力(kWh)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
業務用自家発電(kWh)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

重負荷時間：毎年7月1日から9月30日までの期間の毎日午前10時から午後5時までの時間とする。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日に該当する時間を除く。

昼間時間：毎日午前8時から午後10時までの時間とする。ただし、重負荷時間及び日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日に該当する時間を除く。

夜間時間：昼間時間及び重負荷時間以外の時間とする。